

令和 6 年松茂町議会第 4 回定例会会議録

第 3 日 目（ 1 2 月 2 0 日）

○出席議員

1 番 金 森 恵美子

2 番 川 端 順

3 番 尾 野 浩 士

4 番 鎌 田 寛 司

6 番 村 田 茂

7 番 立 井 武 雄

8 番 佐 藤 道 昭

1 1 番 板 東 絹 代

1 2 番 川 田 修

○欠席議員

5 番 米 田 利 彦

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第4回定例会会議録

令和6年12月20日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第49号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第50号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第51号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第52号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第53号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第54号 令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第55号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 請願第 3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

○議事日程（第3号の追加1）

- 日程第1 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第57号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第58号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 発議第 5号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

令和6年松茂町議会第4回定例会会議録

第3日目（12月20日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和6年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆さん、おはようございます。今週に入りまして、一段と寒さが厳しくなっております。体調を崩される方も出てきております。

そんな中で、いよいよ本日は、松茂町議会第4回定例会も最終日を迎えました。最終日ということで、議決がございます。慎重に採決をしていただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は9名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【川田　修君】　これから、本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第8、議案第55号「令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）」までを一括議題といたします。

初めに、立井総務常任委員長から報告を求めます。

立井総務常任委員長。

○総務常任委員長【立井武雄君】　皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

令和6年第4回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、承認第2号及び議案第49号所管分の承認1件及び議案1件でございました。

去る12月13日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容について、簡潔に申し上げます。

まず、承認第2号につきましては、専決第5号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」の承認議案であり、議案書5ページからと議案参考資料3ページになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,349万2千円を追加し、補正後の予算の総額を70億5,033万円とするものです。

この補正予算は、衆議院の解散に伴う第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための予算で、選挙の執行に必要な事務費として計上したものです。

次に、議案第49号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）所管分」につきましては、議案書13ページからと議案参考資料4ページ及び5ページになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,954万6千円を追加し、補正後の予算の総額を72億1,987万6千円とするものです。

歳入の主なものとしましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金111万4千円、普通交付税7,980万7千円をそれぞれ増額補正し、地方特例交付金166万3千円を減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、給与改定その他の理由により、人件費を調整いたしますとともに、結婚新生活支援事業補助金345万円等を増額補正するものです。

なお、歳入歳出剰余金1億297万円を財政調整基金に積み立てるものです。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告いたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、立井総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました承認第2号及び議案第49号所管分の承認1件及び議案1件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、尾野産業建設常任委員長から報告を求めます。

尾野産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【尾野浩士君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

令和6年第4回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第49号所管分及び議案第53号から議案第55号までの議案4件でございました。

去る12月13日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第49号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）所管分」につきましては、議案書13ページからと議案参考資料の4ページになります。

歳入の主なものとしましては、県単土地改良事業補助金233万9千円の増額は、農業用排水路の補修などに対して、県30%の補助金の交付を受けるものです。今回は、向喜来地区ひなたタウン北側で、柵渠水路57mの補修費に対する補助です。

歳出の主なものとしましては、商工振興費、委託料246万5千円の減額は、海水浴場監視及び安全対策等委託料で、天候による開催数の減少など、実績により減額するものです。

また、都市下水路管理費、需用費35万円の増額は、笹木野ポンプ場エンジンポンプの修繕費を増額するものです。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「海水浴場にクラゲが出て、閉鎖したと聞きましたが、『まつナビ』などで閉鎖期間をお知らせしましたか」という質疑があり、「クラゲの発生により、計4日間の閉鎖を行いました。検査により、完全に水中にクラゲがいないと分かるまで開催ができなかったため、広報ができませんでした」という答弁がありました。

次に、議案第53号「令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）」につきましては、議案書50ページから54ページまでになります。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ1,551万9千円とするものです。今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定の予算措置によるものです。

次に、議案第５４号「令和６年度松茂町水道特別会計補正予算（第２号）」及び議案第５５号「令和６年度松茂町下水道特別会計補正予算（第２号）」につきましては、議案書５５ページから７２ページまでになります。

この２議案につきましても、人事院勧告に伴う給与改定その他人件費の予算措置によるものです。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、尾野産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第４９号所管分及び議案第５３号から議案第５５号までの議案４件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、鎌田教育民生常任副委員長から報告を求めます。

鎌田教育民生常任副委員長。

○教育民生常任副委員長【鎌田寛司君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

令和６年第４回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第４９号所管分から議案第５２号までの議案４件でございました。

去る１２月１３日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第４９号「令和６年度松茂町一般会計補正予算（第４号）所管分」につきましては、議案書１３ページからと議案参考資料の４ページになります。

歳入の主なものとしましては、障がい者総合支援事業費補助金３０万９千円の増額は、

障がい児サービスに係る認定手続の簡素化や、上限額管理表の電子化に伴うものです。システム改修費用に対する国庫補助で、負担割合は、国2分の1、町2分の1となっています。

歳出の主なものとしましては、国庫支出金返納金579万3千円の増額は、令和5年度分の障がい者・児に対する給付額の実績確定による国費返納のための費用です。ひとり親家庭等生活向上事業負担金35万円の増額は、国の補助事業「ひとり親家庭等生活向上事業」を徳島県が主体となり実施しており、松茂町の対象家庭への負担分として、県に支払うものです。子どもの生活や学習を支援する目的で、申請時点で、高校3年生、中学3年生の児童を養育し、かつ、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に大学等の受験費用、また大学や高校等へ進学するための模擬試験費用の補助を行うもので、対象者への補助額については、国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担するものです。

また、教育費の松茂中学校費、消耗品費446万4千円の増額は、4年に一度の教科書改訂に伴い、令和7年4月から、中学校の教員が使用する指導書が更新されます。今年の小学校指導書の更新や郡内の状況も参考に、購入時期について見直しを行い、新年度の始まりがスムーズにいくよう調整するため、補正するものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「ひとり親家庭等生活向上事業ですが、対象者の把握はできておりますか」という質疑があり、「対象者の把握はできており、県から示された計算式から、補助に係る予定人数を算出しています」という答弁がありました。

次に、議案第50号「令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、議案書36ページから38ページまでになります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ74万7千円を追加し、補正後の予算の総額を16億5,811万2千円とするものです。

このたびの補正は、令和5年度事業の精算及び確定に伴うものです。歳出においては、償還金、利子及び割引料として、特別交付金返還金71万7千円、療養給付費等国庫負担金返還金3万円の増額補正をいたします。この財源として充当するため、歳入では、前年度繰越金74万7千円を増額補正いたします。

次に、議案第51号「令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第52号「令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」については、議案書39ページから49ページまでになります。

2 議案とも、人事院勧告に伴う給与改定及びそれに伴う手当等人件費の予算措置のみとなっております。

なお、財源としては全額一般会計からの繰出金で賄いますことから、両特別会計ともに、歳入において歳出総額と同額を一般会計繰入金で増額補正いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、鎌田教育民生常任副委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第 4 9 号所管分から議案第 5 2 号までの議案 4 件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから討論に入ります。

承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第 5 5 号「令和 6 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決に入ります。

承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第 5 5 号「令和 6 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

承認及び議案に対する各常任委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(全員起立)

ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第9、請願第3号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

この請願書につきましては、12月5日の開会日に紹介議員であります板東絹代議員から説明をいただいておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

請願第3号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願について」、これを採択することに賛成の方はご起立願います。

(全員起立)

全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第10「委員会の閉会中の継続調査について」であります。

総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、広報常任委員長、議会運

営委員長、予算決算特別委員長、及び議会改革特別委員長から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午前10時25分小休

午前10時27分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き、再開いたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

議事日程第3号の追加1は、お手元に印刷配付のとおりです。

追加日程第1、議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び追加日程第2、議案第57号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、関連しておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、追加議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第57号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、去る11月29日に、内閣において、地方公務員の給与について、国家公務員に

準じた取扱いを行うよう閣議決定が行われましたことから、本町におきましても、職員給与条例を改正するものであります。

今回の改正は、人事院及び徳島県人事委員会からの公民格差の解消と均衡を図るため、初任給及び若年層職員に重点を置いた月例給の改定を行うとともに、期末・勤勉手当についても引上げを行うことが適当である旨の勧告を実施するものです。また、会計年度任用職員についても、一般職の給料表を準用していることから、同様に報酬を引き上げる改正を行うものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、追加議案についてご説明させていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜見直しを行ってまいりました。

本年8月8日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するため、月例給給料表の水準を、初任給を含む若年層の改定に重点を置いて、2.76%引き上げるとともに、期末・勤勉手当につきましても、年0.1カ月分引き上げる旨の勧告がなされております。

10月18日には、徳島県人事委員会からも、国と同様の給与改定を行うようにと勧告がなされております。

それでは、3ページの改正案を説明してまいります。

この一部改正条例は施行日、適用日の異なる第1条と第2条からなり、追加議案書3ページからの第1条には、今月から適用される期末・勤勉手当の引上げ規定と、令和6年4月1日に遡及適用される月例給給料表の引上げ規定が記されております。

また、10ページ掲載の第2条には、令和7年4月1日が施行日で、第1条で引き上げられた期末・勤勉手当を、来年度以降は夏と冬の年2回の期末・勤勉手当へ半分ずつ再配分する規定が記されております。

具体的には別紙、追加議案の参考資料でご説明させていただきます。

参考資料 3 ページからの新旧対照表をご覧ください。参考資料の 3 ページと 4 ページが改正条例第 1 条に関する新旧対照表でございます。

まず、3 ページの第 20 条第 2 項で期末手当の率を、左側現行の 100 分の 122.5 から、右側改正案の 6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 へと改めます。

続く第 3 項の任期付職員と定年前再任用短時間勤務職員に適用する期末手当の説明は省略させていただきます。

次に、同じく参考資料の 3 ページから 4 ページへと続くところの第 21 条第 2 項では、勤勉手当の率を改正いたします。

まず、一般職を対象とする第 1 号において、勤勉手当の率を左側の現行 100 分の 102.5 から、右側改正案において、6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5 へと改めます。

続く第 2 号の説明は省略させていただきます。

以上が、本年 12 月 1 日に適用される第 1 条関係の改正になります。

恐れ入りますが、一度議案書の 3 ページへお戻りください。

3 ページの最後の行に、「別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める」というふうに書いてございまして、行政職給料表第 1 の改正案が 4 ページから 6 ページに掲載されております。行政職給料表第 2 の改正案が 7 ページから 9 ページに掲載されております。

冒頭にも申し上げましたように、今回の改正は、公民格差 2.76% を改善するものですが、若年層の改善に重点が置かれており、初任給を例にいたしますと、高卒初任給で月 2 万 1,400 円の増、率にすると 12.8% の増。月額になりますと、改定後 18 万 8 千円となります。大卒初任給では、月 2 万 3,800 円の増、率にして 12.1% の増。月額改定後 22 万円ちょうどとなります。おおむね 30 歳代前半までの改善に重点が置かれる一方で、高齢層は上げ幅が抑制されており、全体としては 3.0% の改定ということになります。

この改正後の新しい給料表は、本年 4 月 1 日に遡及して適用いたします。

恐れ入ります。再び議案参考資料の 5 ページ、6 ページをご覧くださいと思います。

議案参考資料 5 ページ、6 ページに、令和 7 年 4 月 1 日から適用される一部改正条例第 2 条の新旧対照表をつけてございます。

5 ページの第 20 条第 2 項及び第 3 項の改正では、期末手当の支給率を 6 月分と 12 月分で差をつけることなく、均等に支給するよう、再度の改正を行うものです。

続く第 21 条第 2 項、6 ページの改正では、第 1 号の改正及び第 2 号の改正ともに、勤勉手当の支給率を 6 月分と 12 月分で差をつけることなく、均等に支給するよう再度の改正をするものです。

この状況が確認できる資料を参考資料 7 ページに用意してございます。表が 4 つございますが、中央の破線から下、2 つの表の黄色い着色部分をご覧ください。

この数値は、支給月数となっておりますが、令和 6 年 12 月 1 日と書いてある表から一番下の令和 7 年 4 月 1 日からの表で、年間の総支給月数に変更はございません。しかし、6 月と 12 月の期末・勤勉手当の内訳、これにつきましては変更し、来年度からは 6 月と 12 月の支給率を均等といたします。

改正の内容につきましては以上であります。今回の改正により必要となる職員月例給の総予算額は、年 1,700 万円余り、率にいたしますと約 3.8%ほど増加することになります。期末・勤勉手当の増加分を加えますと、年 2 千万円余り、率にして約 4.5%の増加を見込んでおります。

最後に、改めまして、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに冬の期末・勤勉手当の基準日であります 12 月 1 日までに、臨時議会の開催をお願いしてきたところではございますが、本年につきましては、秋の解散総選挙により日程が大きく遅延し、ようやく先月 27 日付で閣議決定がなされ、3 日前の 12 月 17 日に臨時国会で公務員給与改正法が成立いたしましたことから、このたび第 4 回定例会最終日の追加議案といたした次第でございます。

以上、議案第 56 号の説明でございます。

続きまして、議案第 57 号をご説明いたします。

追加議案書では 11 ページになります。

議案第 57 号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。上記議案を提出するというものでございます。

地方公務員法の改正に伴い、令和元年度に導入されました会計年度任用職員は、一般職に準じ、人事院勧告を反映させた給与改定を行っております。

追加議案書の 12、13 ページに掲載の別表第 1 は、フルタイムの会計年度任用職員に適用するもので、一般職の改定後行政職給料表の 1 級及び 2 級の一部を抽出したものと

っております。

次に、14ページから16ページに掲載の別表第3は、パートタイムと呼ばれる会計年度任用職員に適用するもので、一般職の改定後の行政職給料表1の1級及び2級に準じ、1日の勤務時間を7時間30分として、月例報酬を算定したものです。月例報酬表等をこのように改めます。

なお、本条例の施行日でございますが、17ページをご覧ください。

附則におきまして、先月27日付で閣議決定が行われておりますことから、附則第1項において、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するといたしております。

以上によりまして、今回の改正で必要となる報酬等の総予算でございますが、年1,100万円余り、率にして約5.7%増加するものと判断いたしております。

以上、議案第57号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第56号及び議案第57号について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第56号及び議案第57号について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案第５６号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第５７号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案第５７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、追加日程第３、議案第５８号「令和６年度松茂町一般会計補正予算（第５号）」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き提案理由をご説明申し上げます。

議案第５８号「令和６年度松茂町一般会計補正予算（第５号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ６，７０５万８千円を追加し、補正後の予算の総額を７億８，６９３万４千円とするものであります。

今回の補正予算は、今般、新たに国が実施する低所得世帯への支援給付金に関する予算で、令和６年度住民税均等割非課税世帯に給付金を支給し、そのうち子育て世帯にはその額を加算して給付するため、歳出において６，７０５万８千円を増額補正し、歳入におきましては、それらの給付金の充当財源として国庫支出金を同額増額補正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 それでは、追加議案第５８号について説明申し上げます。

恐れ入りますが、第４回定例会追加議案書１８ページをご覧ください。

議案第58号「令和6年度松茂町一般会計補正予算（第5号）」。令和6年度松茂町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,705万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ72億8,693万4千円とするというものでございます。

このたびの補正予算は、先ほどの町長の提案理由にもありましたように、低所得世帯支援である給付金事業を執行するための補正予算でありますことから、補正予算の説明前に、給付金事業の内容について説明申し上げます。

恐れ入ります。追加議案参考資料9ページをご覧ください。

まず、この令和6年度低所得世帯支援給付金の目的・概要ですが、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において示されたとおり、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税均等割非課税世帯に給付金を支給し、そのうち子育て世帯については、その額を加算して給付するというものでございます。

次に、区分の欄をご覧ください。

給付の区分として、住民税均等割非課税世帯と子ども加算がありますが、いずれも国の定める基準日である令和6年12月13日において、町の住民基本台帳に記録されていなければなりません。

住民税均等割非課税世帯への給付については、左から2行目をご覧ください。給付対象者は、住民税均等割が非課税者のみで構成される世帯の世帯主となります。

なお、世帯員全員が非課税者であっても、税法上、親族の被扶養者となっている者のみで構成される場合は、今回の給付金の対象要件を満たさないものとなっております。

給付額は1世帯当たり3万円で、対象となる世帯は1,900世帯、給付費予算額としては、5,700万円を見込んでおります。

次に、子ども加算ですが、資料の一番右側の行の給付対象者をご覧ください。

先ほど申し上げました住民税均等割非課税世帯に、18歳到達年度末までの子どもがいる場合、子ども加算として子ども1人当たり2万円が加給されます。加算対象の子どもは300人、給付予算額として600万円を見込んでおります。支給対象世帯及び子どもの抽出、案内書類の送受信等の事務手続を経て、給付開始は2月中旬を見込んでおります。

この給付金につきましては、現在開会中の臨時国会にて、物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金事業が補正予算として成立いたしておりますが、詳細についてはまだ未確定の部分がありますことをご了承ください。

それでは、補正予算の説明に入ります。

説明の都合上、歳出について先に説明申し上げます。

追加議案書の 21 ページをご覧ください。

款 10、民生費、項 1、社会福祉費、目 14、低所得世帯支援給付金費で 6,705 万 8 千円の増額でございます。先ほど説明申し上げました給付金事業を実施するための費用を計上しており、節 1 から節 12 までのシステム導入委託料をはじめとする事務的経費 405 万 8 千円と、節 18、負担金、補助及び交付金で、給付金として、住民税均等割非課税世帯分、給付金対象子ども加算分、合わせて 6,300 万円を計上し、歳出総額 6,705 万 8 千円の増額補正を上程するものです。

この歳出に対する財源として、20 ページをご覧ください。

歳入です。款 45、国庫支出金、項 5、国庫補助金、目 8、総務費国庫補助金、節 30、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、追加分として歳出である当給付金事業を執行するための費用と同額の 6,705 万 8 千円を増額補正するものです。

以上、追加議案、補正予算の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第 58 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第 58 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決いたします。

議案第 58 号「令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、追加日程第 4、発議第 5 号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を議題といたします。

先ほどの賛成により採択されました意見書として、衆議院議長等に提出をしたいと思います。議会として皆さんのご決議をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号を議会議決として提出させていただきます。

○議長【川田 修君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和 6 年松茂町議会第 4 回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

以上で、令和 6 年松茂町議会第 4 回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前 10 時 55 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 川 田 修

署名議員 佐 藤 道 昭

署名議員 板 東 絹 代